した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十九年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。

別表

号数	表題
［略］	
企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準

備考　表中の［　］の記載は注記である。

した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十六年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとし、平成二十一年十二月十一日から適用する。

別表

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準
［項を加える。］	

○総務省告示第三百二十一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開示される情報） **第二条**　施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第五号において同じ。）の提供に用いられる、役務利用管理システム（施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。以下同じ。）に関する情報 四　ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報 五　当該電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務に用いられる、役務利用管理システム又はＳＩＭカードの機能その他の提供条件の追加又は変更に関する情報 六　第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。）第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものの見込みの額に関する情報 七　特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報	（開示される情報） **第二条**　施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者（第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるものに限る。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム、ＳＩＭカード又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験又はふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報 ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］